

マンション管理適正化・再生推進事業（マンションの新たな維持管理適正化・再生促進） を実施する者の公募についての公示

平成29年7月31日
国土交通省住宅局長 伊藤 明子

次のとおり、マンション管理適正化・再生推進事業を実施する者の公募について公示します。

1. 事業概要

（1）事業名 マンション管理適正化・再生推進事業（マンションの新たな維持管理適正化・再生促進）

（2）事業目的

本事業は、マンションの管理適正化・再生推進に当たっての課題の解決に向けた管理組合等の活動を後押しする取組みを支援することにより、成功事例・ノウハウの蓄積等を通じ、全国のマンションにおける共通の課題の解決及び今後増大することが予想されている老朽化したマンションの課題解決の環境整備を図るものである。

（3）事業内容

マンションの新たな維持管理適正化・再生促進

- ①住宅宿泊事業（民泊）への対応方針の明確化等、管理規約の整備に取り組む個別の管理組合（自主管理等合意形成が一般に困難であるもの）への合意形成を支援する事業
- ②管理組合（自主管理等合意形成が一般に困難であるもの）を対象とした住宅宿泊事業（民泊）に係る相談体制の構築や実態・意向の調査等、円滑な住宅宿泊事業法の施行に直接寄与すると認められる事業

（4）事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

平成29年9月上旬～平成30年2月23日

2. 補助事業対象者の要件

○形式審査

（1）補助対象の事業者

マンション管理組合の活動を支援し、マンションの管理、修繕・改修等に関する専門的知識やノウハウを擁する等の組織体制を備えている以下の法

人、又は今まで上記と同様の活動を行い、今後以下の法人格を取得して活動することを予定している団体

- ・一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第3条に規定する一般社団法人又は一般財団法人）
- ・NPO法人（特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人）
- ・民間事業者（株式会社、有限会社等）

（2）補助事業の内容

- ・1.（3）の支援の対象となる事業の要件を満たしていること。
- ・知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。

○内容審査

補助対象事業者の要件

- ・1.（3）の事業を行い得る組織体制であること。
- ・事業主体が、補助事業の進行管理や補助金事務をはじめとする資金管理その他の事務を適切に執行できる体制を有していること。

補助事業の内容

- （1）事業主体による取組みが、一過性の活動に留まらず、持続的な活動として定着すると見込まれるもの。
- （2）補助事業内容・主体や支援するマンションの課題の解決に向けた手法や管理組合へのアプローチの仕方について新規性、独自性があり、課題解決に対する効果や寄与度が高いと見込まれること。
- （3）事業主体が、補助事業を実施し、当該マンションにおける課題の解決だけに止まらず、これを通じて事業主体が成功事例・ノウハウを蓄積し、他のマンションへの支援に活用すること、また、全国的に当該事例・ノウハウが水平展開されることにより、全国のマンションに共通する課題の解決や、その環境整備が図られるなど、管理組合や区分所有者に対して有益な取組みが見込まれるもの。（詳細は募集要領の選定基準を確認すること。）

3. 手続等

（1）担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室企画調整係

電話 03-5253-8111(内線39684) ファクシミリ 03-5253-1631

（2）募集要領の交付期間、場所及び方法

①期間 平成29年7月31日から平成29年8月30日まで

②場所 上記担当部局

③方法 募集要領の交付を希望する場合は、予め(1)の担当係まで事前に連絡を行い、手交、又はE-mailにより交付。

(3) 応募申請書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 平成29年8月30日18時00分まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局へ応募書類2部を持参又は郵送で提出。

4. 補助対象事業者の選定方法

募集期間内に応募があった事業主体の中から、国土交通省が決定し、応募者に通知し国土交通省のホームページにて公表します。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することができるものとする。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 応募申請書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された応募申請書は、当該申請者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 応募申請書に虚偽の記載を行った場合は、当該応募申請書を無効にするとともに、申請者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

(6) 採用された応募申請書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があるので、その旨予めご了承のこと。

(7) 詳細は募集要領による。